

国土審議会 水資源開発分科会 淀川部会（第6回）

平成20年6月13日（金）

【西川水資源政策課長】 定刻前でございますが、まず、資料の確認から始めさせていただきます。ただければと思います。

お手元の資料の確認をお願いいたします。まず、議事次第、それから配付資料一覧がございます。資料1が、委員名簿でございます。資料2、「淀川水系における水資源開発基本計画（変更案）新旧対照表」という資料でございます。資料3、「淀川水系における水資源開発基本計画」（案）説明資料でございます。資料4、「川上ダム建設事業、天ヶ瀬ダム再開発事業、安威川ダム建設事業の概要」でございます。

あとは、メインテーブルの先生方のみでございますけれども、参考資料1、2、3ということで、これまでの部会の資料の抜粋をとじたものがございます。最後に、参考としまして、国土審議会の委員名簿ですとか、国土審議会関係の資料一式がございます。

お手元に資料はそろっておりますでしょうか。よろしいですか。

定刻より少し早うございますが、始めてよろしいでしょうか。それでは、早速でございますが、第6回の淀川部会を開会させていただきます。

議事に入ります前に、幾つかご報告を申し上げます。まず、本日は定足数の半数以上のご出席をいただいておりますので、国土審議会令第5条第1項及び第3項の規定に基づき、会議は有効に成立しております。

なお、池淵委員、楨村委員、穴吹委員及び北野委員からは、所用のため本日はご欠席とご連絡をいただいております。

また、前回同様、本日の会議は公開で行っており、一般の方にも傍聴いただいておりますこと、また、議事録につきましても、各委員に内容をご確認いただいた上で、発言者名も含めて公表することとしておりますことをご報告申し上げます。

一般からの傍聴者の皆様におかれましては、会議中の発言は認められていませんので、よろしくをお願いいたします。また、会場内の撮影はここまでとさせていただきます。

それでは、事務局を代表いたしまして、水資源部長の上総よりごあいさつ申し上げます。

【上総水資源部長】 本日は暑い中、ご多忙な中、委員の皆様におかれましては、本部会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。前回部会が、4月24日に開

催してございますが、その後の状況を二、三ご報告させていただきます。

フルプラン関係でございますが、まず、豊川のフルプラン、それから木曾川のフルプランの一部変更を6月3日付でさせていただきました。それから現在、利根川・荒川水系のフルプランについて、法律に基づく全部変更の手続を続けさせていただいているところでございます。そうしますと、利根川までで7水系のうち6つまで終わる。毎度申し上げておりますが、この淀川が最後の全部変更の水系になるという状況でございます。

フルプラン関係でもう1点は、吉野川のフルプランでございます。全部変更、見直しを全水系でやっているわけですが、吉野川はその第1号でやらせていただいております、平成14年に全部変更してございます。目標年次が22年度という格好でやっておりますが、中間評価をやっていこうということで、来週初めに、吉野川の部会を、現地視察も含めた形でやらせていただくというようなことがございます。

次に、国際的な水の話でございますけれども、これも先月の下旬に、国連の「水と衛生に関する諮問委員会」という、皇太子殿下が名誉総裁になっていらっしゃる委員会でございますが、この会議が東京で開催されました。そのときに、日本との対話ということで、この諮問委員会は国際的な水の有識者、権威者がメンバーとして集まっておられるわけですが、そういう方たちと日本の関係省庁の代表が意見交換をいたしました。その中で、国土交通省から1点ご報告しますと、現在、ユネスコが統合水資源管理についての流域単位の水資源管理のガイドラインというのをまとめようとしている。日本政府としてはそれに協力しながら、作成していくということのご紹介をさせていただきます。

来月になりますと、G8の洞爺湖サミットがあつたり、その中で水の問題が取り上げられたり、現在、地球温暖化とも関連して、水の問題は世の中で大変関心が高まっているという状況かと思っております。我々としても、水問題はしっかりと取り組んでいく必要があるなと思っておりますのでございます。

本日でございますが、前回までのご議論を踏まえまして、事務局において、淀川のフルプランの次期計画案文を整理させていただいております。それについてご検討をお願いしたいと存じます。ぜひ活発なご議論をお願い申し上げまして、私からのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【西川水資源政策課長】 本日、私どもこのような軽装をさせていただいておりますことをお許しいただければと思います。

それでは、ここからの進行は飯嶋部会長に、よろしくお願いいたします。

【飯嶋部会長】 委員の先生方には、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは早速ですが、本日の議事に入りたいと存じます。淀川水系における水資源開発基本計画を審議するこの淀川部会も、数を数えてまいりまして、前回の5回に次いで、今回は第6回になります。本日は、次期計画の本文案と説明資料などを、事務局から説明を受けた後で、前回も時間をかけて議論いたしました、その他重要事項を中心といたしまして、本文案について審議したいと存じます。

それでは、次期計画における本文案、説明資料及び供給施設の概要について、事務局から、資料2から4を説明してください。

【田中水資源総合調整官】 それではご説明したいと思います。資料2、いわゆる本文の新旧対照表、それを補足する意味で、資料3、4をあわせてご説明させていただきます。

まず、第1章の1ページで、「水の用途別の需要の見通し及び供給の目標」というところでございます。変更点についてアンダーライン書きしておりますけれども、冒頭のところでは、「27年度を目途とする」ということで、目標年次を記載させていただいております。

それから、「また」以降で、「経済社会の諸動向並びに水資源開発の多目的性、長期性及び適地の希少性に配慮しつつ、これらを必要に応じて見直すものとする」ということで、全体をまとめたような形で整理させていただいております。

その中で、(1)として、用途別の需要の見通しということでございます。需要の見通しと供給の目標ということで、資料3の説明資料もお広げいただいて、見比べていただきたいと思っております。資料3のほうの一覧表には、都市用水、後ろに農業用水ということで、それぞれの本文を説明する資料ということで用意しております。

まず、需要の見通しというところでございます。資料3でいきますと、開いていただいた、都市用水の上の部分になります。このところで、水道用水と工業用水を合わせた全体の平成27年度目標、淀川水系への依存量は、上の右端にありますように113.7トン、それから他水系への依存量が9.21トン、総量として、水道用水105.79トンと工業用水17.15トンを合わせた122.94トンという形で、一覧表にはなっております。今まで第4回、第5回部会の需要想定の中でいろいろ議論してきたものが、この表に集約されているということでございます。今回のフルプランから、都市用水について、需要量は全体、供給量も全体について、見ていこうということになっております。本文のほうには、このうち淀川水系への依存量について記載するというところでございます。

フルプランエリアは、淀川水系、淀川流域内と、それから流域外への導水もございます。そういったことで、例えば需要のほうの一覧表を見ていただきますと、大阪、兵庫、奈良は淀川水系への依存量と他水系への依存量といったものから構成されているということですが、本文のほうには、そのうち淀川水系への依存量を記載しております。したがって、(1) のアンダーラインの中でございますけれども、まず、「この水系に水道用水または工業用水を依存している諸地域において、水道事業及び工業用水道事業がこの水系に依存する需要の見通しは」ということで約114立方メートル、このうち水道用水ということで每秒約97立方メートル、工業用水ということで約17立方メートルという需要でございます。

それから農業用水につきましては、資料3の一番後ろのところに提示しておりますけれども、表の一番上のところに、H27の新規需要想定ということで、農業用水については増量分、増加する部分を従来通り需要として整理しております。本文の変更案のほうでは、「また、この水系に農業用水を依存している諸地域において、農業生産の維持及び増進を図るために増加する農業用水の需要の見通しは每秒約6.6立方メートル」ということでございます。(1) は、現行案では、「流域内の諸地域並びに流域外の云々」という書き方をしておりますのを、利根川までの整理も踏まえまして、「全体の諸地域」というような形にさせていただいております。

それから、(2) 供給の目標でございます。資料3のほうでいきますと、下の「供給」という欄になります。本文のほうでは、これも第4回、5回でいろいろご議論いただいておりますところでございますけれども、まず、これらの水の需要に対しまして、「近年の降雨状況等による流況の変化を踏まえた上で、地域の実情に即して安定的な水の利用を可能にすることを供給の目標とする。このため、2に掲げる施設整備を行う」ということで、第2章の施設整備を行うということでございます。

次に、「2に掲げる水資源開発のための施設とこれまでに整備した施設等により、供給が可能と見込まれる水道用水及び工業用水の水量は、近年の20年に2番目の規模の渇水時における流況を基にすれば、每秒約111立方メートルとなる。なお、計画当時の流況を基にすれば、その水量は每秒約134立方メートルとなる」ということで、都市用水について記載してあります。

資料3の一覧表のほうで見てまいりますと、下から見ますと3行目のところで、淀川水系への依存量は、水道の114.33と工業用水道の19.54を合わせた、計画供給量と

ということで133.87トンとございます。これが、本文の、「計画当時の流況をもとにすれば毎秒134トン」というところの内訳でございます。その前の、「近年20年に2番目の規模の渇水時における流況」ということで、資料3ではさらにその右隣になりますけれども、111.34トン、これが本文上の毎秒約111立方メートルということでございます。

特に前回の部会で議論いたしました、流況のところの考え方、安定供給可能量の考え方が、淀川中下流の枚方地点の基準点をシミュレーションの水計算のベースにしているということがございまして、そのこのところにつきましては、資料3の注書きになります。3のところ、安定供給可能量を、シミュレーションにより求めていることを記載しています。それから4のところ、安定供給可能量と補給について記載してございますけれども、このうちの5番目のところでございます。「近年の20年に2番目の渇水年の流況は、淀川の枚方基準点において」ということで、この部分を記載することによって、この表の根拠を明らかにしてございます。前回の部会まで、近年20年に2番目の流況というのは、木津川、それから桂川等の支川によっては本川と違っているということがございまして、ここで明らかにするということで記載させていただいております。

それから、供給の目標について、農業用水のほうは増量分ということで、これも第4回の部会でご説明しておりますけれども、現在、供給のための計画づくりの調査の段階ということで、まだ計画が固まっていない、需要量6.6立方メートルに対する供給の目標は今、計画に向けて進めているというところでございますので、フルプランのほうでは記載しないという状況になっております。ですから、今後、6.6に対する計画が固まった段階で、供給の目標のほうに繰り込まれてくるということになると思います。

もう1点は、なお書きのところ、供給の目標ということで、現行計画の本文の1ページのところでございますけれども、滋賀県が必要とする水量のうち琵琶湖から取水する量の見込みということで、水道用水、それから工業用水を記載してございます。これも現行計画は、新規分についての需要と供給という考え方を都市用水で持っておりました。今回、変更案としては、淀川水系に依存する全量について記載するというところでございますので、現行計画は、水道用水では琵琶湖からの取水約2トンということでございましたけれども、今回、全量を記載していくということで、手当済みの部分、それから今回の部分も含めて7.2立方メートル、工業用水のほうは、同様に1.7立方メートルということでございます。農業用水のほうは、今回、増分ということで、需要と供給ということで考え

ておりますので、琵琶湖の取水関係については、ここに記載されてこないということでございます。

そういうこともございまして、資料3の都市用水の一覧表でございますけれども、何回も行ったり来たりで申しわけございませんが、注の7のところに、「()書きは、琵琶湖からの取水量で内数である」ということで、ここの部分は、滋賀県の水道と工業用水の上段の括弧書きで、水道であれば7.17トン、工業用水道であれば1.69トンと位置づけている形でございます。

最後のページになりますけれども、農業用水の一覧表を見ていただきたいと思います。今回の計画の中で増量ということは、今、計画づくりで動いているということでございますけれども、手当済みということも含めて見てまいりますと、上の新規需要想定として、全量6.63ある中の、括弧書きの4.82というのが、琵琶湖からの取水を考えている水源のところになります。その部分と、それから供給のところを見てみますと、今まで手当済みというところでございますが、23.64ということになっているということでございます。

こういったことで、本文の変更案の中では、一見、琵琶湖の農業用水が、取水の分は落ちているということになってしまいますので、説明資料のほうで、過去の手当分も含めて、括弧書きで記載させていただいております。

以上が第1章関係でございます。

続きまして、2ページ目以降でございます。こちらが、第2章の「供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項」というところでございます。ここの部分というのは、主に建設事業の主要事項を記載しているところでございます。先に示された供給の目標を達成するために次の施設整備を行う。なお、社会経済情勢の変化を踏まえ、今後も事業マネジメントの徹底、透明性の確保、コスト縮減等の観点を重視しつつ施設整備を推進するものとする」ということでございます。

2章を説明する資料として、資料4でございます。まず、1ページ目をお願いしたいと思います。琵琶湖開発事業、日吉ダム建設事業、比奈知ダム建設事業、布目ダム建設事業については、事業を完了しておりますので削除というところでございます。川上ダムについては、継続という形でございます。大戸川ダム、丹生ダム、猪名川総合開発、これらの事業につきましては、利水撤退のためフルプランからは削除されるということでございます。天ヶ瀬再開発事業は継続。日野川土地改良事業については、事業完了のため削除。宇

治山城土地改良事業のほうは、事業が中止になっておりますので削除。大和高原北部土地改良事業については、事業完了のため削除。それから補助事業関係で、その他事業という位置づけになっておりますけれども、安威川ダム建設事業は継続、愛知川土地改良事業は事業中止のため削除、大宇陀西部土地改良事業は事業完了のため削除というような形で整理がなされている格好でございます。

それでは、継続事業の内訳等ということでございます。資料2、新旧対照表の3ページ目、それから資料4の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。川上ダム建設事業、それから天ヶ瀬ダム再開発事業については、現時点での、言ってみますと河川整備計画原案時点での事業の概要ということでございます。

この中で見てまいりますと、1点目の事業目的のところ、流水の正常な機能の維持ということでございますけれども、ここの部分に括弧書きとして、「既設ダムの堆砂除去のための代替補給を含む」ということでございます。これは、今までの部会の中でも、その他重要事項の事例等でご説明しているところでございますけれども、資料4の3ページ目、容量配分図のところを見ていただきたいと思います。この中で、流水の正常な機能の維持ということで、洪水期と非洪水期がございますけれども、「流水の正常な機能の維持」の中で、「流水の正常な機能の維持」のほか、「既設ダムの堆砂除去のための代替補給」ということで、830万トンの容量がございます。そういったような状況で、ここを新たに事業目的として、治水事業としての目的を追加しているという状況でございます。

それから、事業主体が、独立行政法人水資源機構というように名称が改められておりますので、それを直すということでございます。

それから、利水容量が1,370万トンから350万トンになっているというところでございます。新規利水の減に伴う容量の減ということで、これは資料4の2ページの対比表を見ていただければと思いますけれども、三重県の水道が約4割減り、奈良県の水道が100%撤退し、西宮市も水道が撤退したということで、新規利水としては約4分の1に縮小しているというところでございます。

有効貯水量のほうは、先ほどの治水での「既設ダムの堆砂除去のための代替補給も含む」ということがございまして、有効貯水量は3,120万トンから2,920万トンということで約6%の減という状況でございます。それから、事業目的に発電が含まれていたんですけれども、これが中止になっているということでございます。

予定工期のほうは、現行では昭和56年度から平成16年度までになっておりますけれ

ども、変更案では、今回は記載させていただいておりません。フルプランは、今回目標年度が平成27年度までということで、需給のほうを整理しておりますけれども、川上ダムは、現在の状況からしますと、平成27年度までの範囲で、できるだけ早期に完了を目指しているということで、事業主体のほうで、工期については最終の精査をかけているという状況でして、近いうちに決まると聞いております。

事業の進捗は、2ページ目でございます。平成19年度末までの進捗状況ということで、62.1%ですね。今年度から、ダム本体の関連の転流工に着手する予定でございます。

それから資料2、新旧対照表の4ページ目をお開きいただきたいと思います。天ヶ瀬ダム再開発事業ということでございます。資料4のほうでいきますと4ページ、5ページ目になります。変更案と現行計画を見ていただきますと、変更案と現行では全く変更がないという状況でございますけれども、現在、建設に向けて準備をしているという状況でございます。こちらの工期につきましても現在精査中という状況でございます。フルプランの目標年度である平成27年度までの範囲で、精査をしたいというふうに聞いております。

事業の内容は、5ページにありますように、トンネル式放流設備で放流量を増強しようということでございます。こういったことからすると、トンネル等の工事についてはさほど時間もかからずにいけるのではないかとというふうに思われます。そういった状況の中で、天ヶ瀬ダム再開発事業についても、終わりの工期を今、精査しているという状況でございます。

資料2、新旧対照表の5ページ目でございます。その他事業ということで、安威川ダム建設事業を継続するというところでございます。概要につきましては、前回までもご説明しているところでございますけれども、内訳については、補助事業ということでフルプラン本文には記載してございません。資料4の6ページでは、そこら辺のところの詳細を記載してございます。

大阪府営水道の減ということで、0.88毎秒トンが0.128毎秒トンに減量になっているということで、6分の1ぐらいに縮小しているということでございます。事業主体の大阪府のほうでは、6月5日に発表した財政再建プログラムの案で、今後進める主要プロジェクトの総点検結果をまとめておりますが、その中で、安威川ダムは、府の財政事業から2009年度の本体着工を延期するものの、ダムとしての事業継続は妥当とする判断を示しているということでございます。

そういったこともございまして、安威川ダムについては事業継続というような形で記載

させていただいている状況でございます。

今回手をつける、あるいは継続中の事業については以上でございますけれども、そのほかに、「上記の事業のほか、既に完成している本水系の水資源開発施設の機能診断を適時行い、更新、改築計画等を策定し、既存施設の改築等の適正な事業管理を行う。なお、丹生ダム建設事業の見直しに係る諸調査は、当面の間は、独立行政法人水資源機構が引き続き行うものとする」ということで、丹生ダムにつきましては、先ほど説明させて頂いたとおり、利水が全面的に見直されて撤退するというところでございますので、こちらの撤退に関する諸調査等を含めて、しばらく整理には時間がかかるというところを、本文にも記載させていただきたいというところでございます。

続きまして、資料2の6ページでございます。第3章ということで、「その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項」というところでございます。当初の第3回部会から前回まで、この部分については先生方からたくさんの意見等をいただきまして、今回は本文案という形で整理させていただいております。

6ページの(1)でございます。「この水系に各種用水を依存している諸地域において、適切な水利用の安定性を確保するため、需要と供給の両面から総合的な施策を講ずるものとする」ということで、アンダーラインの部分を追加させていただいております。現行計画にあります地盤沈下、地下水転換といったところについては、次以降の項目のところ独立整理をさせていただいているという状況でございます。また、前回部会では、ここに、将来的な地球温暖化とか、危機管理的なもの、リスク管理的なものを入れていたんですが、今回、それらは、後のほうで独立事項として整理をさせていただいております。

(2)が、水源地域関係でございます。「水源地域ビジョン等による上下流の地域連携を通じた地域の特色ある活性化を図る」ということを追加させていただいているところでございます。特に水源地域ビジョンの上下流関係ということで、第3回、第4回の資料でもご説明しておりますけれども、高山ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダム、室生ダム、布目ダム、一庫ダム、日吉ダム、それから天ヶ瀬ダムでは、それぞれ14年から16年にかけて、これらの水源地域ビジョンを策定し、それに基づいて地域活性化といったものを進めているということで、その他重要事項にも追加をさせていただいた状況でございます。

(3)でございます。いわゆる新規利水以外の川の利用に関するところを記載しておりますけれども、これについては、流域での健全な水循環を重視していこう、それから、清流ルネッサンス等の水環境の改善のための取り組みによる河川環境の保全を重視していこ

うということで、記載させていただいております。治水対策と水力エネルギーの適正利用については、既存水利と水産資源の保護といったものと同様に、配慮するものとするということで、少しウエイトを軽くさせていただいているという状況でございます。

(4)、地下水の関係でございます。「この水系に各種用水を依存している諸地域の一部では、過去に地下水の採取により著しい地盤沈下が発生したこと、また、新たな地下水利用が見込まれることから、安定的な水の供給を図りつつ、地下水採取の規制とともに地下水位の観測や調査等を行い、緊急時等においても地下水が適切に保全・利用されるよう努めるものとする」ということで、地下水は大事に使って、適時適切に使っていこうという趣旨を記載させていただいております。

7ページ目、(5)のところでございます。これは、水資源の開発及び利用におけるところについての対策でございますけれども、淀川については、上流から下流にわたっての水使用が多いということでございますので、「水道水の上下流にわたっての繰返し取水が多く」ということを記載し、どんな高度な状態に達しつつあるのかということを具体化させていただいております。

それから、①でございますけれども、現行計画の「浪費的な使用の抑制による節水」というところを、変更案では「水を大切に使う社会を目指した普及啓発に努めるものとする」ということで、少し表現を変えさせていただいております。②、③、④についても、それぞれ必要でございますので、継続記載をさせていただきたいということでございます。

次の(6)でございます。これは渇水に関するところでございます。まず、「渇水に対する適正な安全性の確保のため、水の循環利用のあり方、各利水者の水資源開発水量等を適正に反映した都市用水等の水利用調整の有効性等及びこれまでの地域における水利用調整の考え方等について検討し、その具体化を図るものとする」としております。今回、安定供給可能量は、フルプランとして一番量的な部分がある淀川の枚方地点での流況に着目して整理しておりますけれども、支川のところについては、また違った視点での整理が必要ですし、あるいは複数の水源をお持ちで無い方については、安定供給可能量や、渇水に対するそれぞれの自主節水など色々な部分の考え方が変わってきます。今までの渇水調整のあり方というものを、それぞれの利水者側の持っている水源なり、そういったところをよく考慮した上で、具体的な対策に入っていかなければならないということに記載したということでございます。

「また」以降については、平常時から合意形成に努めていこう。特にリスク管理もして

いかなければならないということもありまして、「異常渇水時や事故等の緊急時における対応について」ということをございます。前回の部会以降に各先生方からいただきましたご意見を加えまして、「琵琶湖からの補給に多くを依存していることを考慮し」ということで、渇水の際には、やはり全体の、特に淀川下流部が大きく依存しているのは琵琶湖ということ、部会の中でもいろいろ議論されましたので、平常時からいろいろな部分で議論する中で、こういったところを考えられてはということです。いざ渇水になってから、なかなかそういった議論ができないものですから、ここに記載させていただいたという状況でございます。

(7)のところが、「将来的な地球温暖化に伴う気候変動による水資源への様々な影響への対応策」ということで、気候変動への適応策等でございます。現段階では、まだ手探りの状況、そういう傾向が見えている状況というところで、なかなか数量化ができていないということなので、この調査検討を進めていこうということです。それから、水資源開発施設、ダムや供給施設、それから水利用施設の大がかりな改築・更新時というのは、温暖化対策にある程度焦点を置いて、エネルギーを多く消費するような形ではなくて、例えば浄水場の省エネルギー型とか、全体のエネルギーを投下しなくても済むようなシステムへの切りかえとか、長いタームで見えていく必要があるのではないかとということで、それを見据えて具体化に努めていただきたいということを記載させていただきました。

8 ページ目でございます。(8)の項目として、「既存施設のライフサイクルコストの縮減に努め、施設の長寿命化対策、ダム等の連携及びエネルギーの効率的利用を考慮した施設の機能改善等を図り、水資源の持続可能な利用を着実に図るものとする」ということで、これは、今までに水資源開発が完了して、供給を開始している施設が、だんだん年月がたちますと機能が低下して来たり、危機管理対策的などころについてもいろいろ点検をしていかなければならないというような部分がございます。淀川については、多くの水資源開発施設のうち、現にほぼ大半のところは供給開始されているところがございますので、全体の管理費も含めた形でのライフサイクルコストというものを意識して、施設の長もち対策を考えていただきたいということ。それから、ハード対策だけではなくて、いろいろなダム等のところには、琵琶湖の洗堰等も含んだような形になりますけれども、連携とか省エネルギー的なことも考えながら、それぞれの施設を持続可能な形で、低炭素社会的なところも考慮しながら対策に努めていきたい。できている施設も、機能が下がっていけば非常に危ないような状況になってきますので、そこを維持するというのが一番ポイントにな

るかと思えます。

(9)の項目として、水質や自然環境の部分でございます。ここもいろいろご議論いただいたところでございますが、それを反映させていただきまして、「琵琶湖を含む淀川水系における」、それから、「適切な調査を継続しつつ、都市域等における水辺の保全・再生など水環境に対する社会的要請の高まりに対応して」というようなところを、賜りました議論、意見を整理させていただいているところでございます。例えば、「適切な調査を継続しつつ」というのは、今までのBOD、CODだけでいいのかどうかとか、微量の物質等についても調査をしておりますけれども、そういった水質調査が進んでいけば、調査も必要などころにどんどん切りかえていく必要もあると思えます。また、特に都市域での水辺の再生などの話が出ておりましたけれども、流域全体で見ますと、決して人口集中しているところだけでなく、全体的な水環境というところも求められているということで、「都市域等」と、全体を指す形で記載させていただいております。

(10)の項目でございます。ここもいろいろと先生方からご意見を賜ったところでございまして、少し固い書きぶりになっておりますけれども、「利水計画の見直しによる水資源開発施設の利用の縮小・撤退に当たっては、水資源地域に配慮しつつ十分な調整を図り、当該事業に関する法律の規定に従い、適切な措置を講ずるものとする」ということで、先ほど資料4のところでもご説明しました、利水撤退のため削除された事業、それから大幅に利水が縮小されているところについては、話し合いをしながら整理していただきたいということでございます。ここでは、事業主体の視点だけではなくて、ダムにのっていたが、縮小したり撤退される利水者側の視点も含めて、このような記載をさせていただいております。

(11)の項目ということで、「水資源の総合的な利用を進めるに当たっては、利水者及び関係機関等の連携を密にし、平常時から情報交換による利水調整の円滑化及び効率的な水利用を図るとともに、その基本方策の合意形成に努めることとする」。一見、(6)のところと記載が似ているんじゃないかと思われるんですけども、(6)の喝水のところにおける話し合いの部分とは違い、ここでは、今後、水資源の総合的な利用という視点でいくと、直接メリット、デメリット等が生じる利害関係者だけではなくて、幅広い範囲の、全体の中で、今後の淀川の水利用、水資源とした大きな視点で見たときの水利用も含めて、合意形成に努めていただきたいということで、このような事項を追加させていただいております。

(12)として、計画の運用に当たっては、「各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮するものとする」ということで、これは引き続き記載をさせていただきたいということでございます。

ですから、その他重要事項の3章のところは、7項目から12項目に細分化されているんですが、それぞれの項目が本来は関連し合って、重複している部分もあるんですけども、わかりやすく、あえて細分化させていただいています。それをつなぐ意味で、(11)の部分を入れて、全体をつなぐようなことも進めていただきたいというような形で、整理させていただいた状況でございます。

以上、事務局からのご説明でございました。

【飯嶋部会長】 ありがとうございます。資料全般にわたりまして、本文案について説明していただきました。

本日は、全体を3つに分けて、順番に議論をしていきたいと存じます。まず、次期水資源開発基本計画の案について、本文案の第1章、「水の用途別の需要の見通し及び供給の目標」と、資料3について、あわせて、ご質問、ご意見をお願いしたいと存じます。

【谷口専門委員】 資料3と、4もですか。

【飯嶋部会長】 まず、第1章の部分と資料3ですね。

本文の、需要の見通し及び供給の目標ということで、これまでいろいろ資料でご説明いただきまして、それを本文として、変更案としてまとめたものでございますので、数字は丸まっておりますけれども、基本的な事柄でございますので、変更点について確認したいということなどがございましたら、お願いしたいと思います。

それでは、特にございませんようですので、また後ほどご意見を伺うことにいたしまして、第2章の「供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項」とあわせて資料4について、ご質問、ご意見をお願いしたいと存じます。

谷口委員、資料4で何かございますか。

【谷口専門委員】 資料4の5ページの天ヶ瀬ダムの、4.施設諸元のトンネル式放流設備というのは、変更案の4ページの、「既設の施設の一部を改築して」というところに含まれるという理解でいいんですか。

【田中水資源総合調整官】 ご指摘のありました部分でございます。内容自体は変更ございませんということで、説明を省略させていただきましたけれども、まさに、「施設の一部を改築して」というところでございます。治水の部分ということでございますので、こ

こについては、特段どういった内容のものだという諸元までは、フルプランは利水のほうの基本的な事項ということでございますので、ここのところはあえて記載しておりません。ご指摘のとおり、「既存の施設の一部を改築して」というところに該当する。これを見ますと、ダム湖のところに穴をあけるわけでございますので、その部分に当たるということでございます。

【飯嶋部会長】 ほかにございますか。

ございませんようですので、それでは次に、第3章「その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項」、これはいろいろとこれまでも何度かご意見をいただいて、それをできるだけ簡潔にまとめたものでございますので、これまでのご意見が反映されているかどうか、その辺も含めましてご意見をいただければと思います。

開発施設の利水の撤退に伴う縮小あるいは廃止というようなことに関しても、いろいろと後のフォローも必要であるというようなご意見も前に出ていたんですけれども、(10)、宮井委員、これでよろしゅうございますか。以前、いろいろとご意見をいただいたと思うんですが。

【宮井専門委員】 (10)のところはこれで結構です。せっかくですから、それ以外のことで。

横長の資料2の6ページ、あらかじめご意見、質問をしたところですが、十分事務局でご検討された結果だと思えるんですけれども、「清流ルネッサンス等の水環境の改善のための取組み」という文章が(3)のところにありますね。清流ルネッサンスというのは、ここに書いてあるように、水環境の改善のための取組みを指すんだろうと思いますが、特に清流ルネッサンスというような片仮名を使った言葉が書いてある。これはどういうわけでしょうか。「水環境の改善のための取組み」ですべて尽きているんじゃないかと思うんですが、特に「清流ルネッサンス」という言葉を使うことによって、さらに広い、あるいは高度な意味合いが出てくるということでしょうか。ご説明をお願いします。

【田中水資源総合調整官】 参考資料2、第4回部会の資料5の43ページ目、事例としてご説明したところでございますけれども、清流ルネッサンスという、第二期水環境改善緊急行動計画というのがあります。この中で、淀川の今回のフルプラン変更案については、できるだけ具体的に、わかりやすいイメージになるようにということで整理させていただいておまして、その中で、漢字だらけのものではなかなかわかりにくいということであって、清い流れを復活させようというようなことをイメージさせて、この中に記載さ

せていただいたというところでございます。確かにちょっと違和感があるということで、いろいろなところからご意見をいただいたところでございますけれども、実はこういったところを取ってしまいますと、現計画の言いぶりとも何も変わるところがないということになってくることもございまして、水環境的な部分は第4回ぐらいの部会でもいろいろ話題になったところもございまして、ここを少しわかりやすくということでございます。

清流ルネッサンス等というのは、次の44ページの、京都市内で行われています、西高瀬川、京の川の再生事業も含まれているということで、言ってみますとそういったところ、水環境関係のところ、河川環境も含めてかなりの取り組みがなされているということで、これをその代表的なイメージというような形で、清流ルネッサンスというのを記載させていただいたという状況でございます。

【宮井専門委員】 ありがとうございます。

【佐々木特別委員】 今までの1章、2章のところも触れてもいいですか。全体的なことを申し上げたいと思います。全体として、現行のフルプランを今回のような「変更案」という形に変えていきたいということについて、今まで議論してまいりましたけれども、特に第3章、「その他重要事項」のところ。実質的に、先ほど田中さんが最後におっしゃいましたが、今までは第3章の「重要事項」のところは7項目だったわけですね。それを12項目にした。ここで実質的には、最近の非常に重要な事項については、ほぼ盛り込まれていると私は思います。もちろん完璧とは思いませんし、物足りないところもありますが、しかし、現行のもの比べるとより良いものになっていると、全体的には評価いたします。

それから第1章、第2章のところについても、現行のものちょっと違うニュアンスがあると思われるのは、例えば1ページの「変更案」の冒頭のところ、1の「また」というところがありますね。ここの「見直し」条項というか、ここら辺をしっかり入れていく。それから2ページの2の、「供給の目標を達成する」云々というところも、3行目、4行目の本文の冒頭、「なお」書きがあり、これも基本的には、先ほどの1ページの、「また」から来る2行の「見直し」条項と同じような感じで読めないことはないというふうに思います。

ですから、1章、2章のこの辺の部分、それから第3章は、中身を膨らませたということによって、かなり全体として前進できているのではないかと評価したいと思います。それを申し上げた上で、若干気になったところ、あるいは物足りないと思うところを上げたい。

1つは、中身の点ですが、6ページの(4)、地下水位のことを書いている。このところは、右のほうの一番下に5行ありますが、この文章の中にいろいろなことを盛り込んでいくわけですね。全体としてもうちょっと、どっちの方向に、地下水の問題について政策的に持っていきたいのか。もちろん今の段階で、まだ調査とかいろいろなことの検討が足りないから固まっていないところもあるのであれば、「ある」というふうに書いたらいいと思いますが、この辺が物足りない。

もう一つは、次のページの(5)ですね。このところは、例の「反復利用」がほかの水系と比べて非常に多いという点ですが、私は個人的には、そのことは「水質」の問題だと思うのです。つまり、私の理解では、「反復利用」が多いということは、水の安心・安全の問題なのです。ところがこの中身は、①から④まで書いていますが、「現行」のところの左のページをごらんになったらわかるように、同じようなことを「現行のフルプラン」でも書いているわけですね。どちらかというとは、「次のような水利用の合理化」云々のところに含まれる①から④は、すべて量の問題ではないかと思うのです。つまり「水を大切に使う社会」という、いわゆる「節水」等々よりも、あるいは「再生利用」よりも水の「質」のこと、「安心」とかその辺をもっと書いたほうがいいと思う。

水質の問題というのは、次のページの(9)のところに「水質」という言葉が出てきますが、ここでもあまり中身を言っていない。ですから、皆さんの意見がどう出るかわかりませんが、踏み込むとしたら(4)と(5)だなというふうに、中身の点から思います。

それから、言葉の問題で気になることが若干ある。ついでに申し上げます。

1つは、「その他重要事項」の(1)から(12)までのところで、水資源の「開発」と「利用」という言葉がセットになって出てきているわけですね。ところが(11)だけが、総合的な「利用」と来るわけで、「開発」がないのですよ。これはあえて「開発」を取って、これからの問題は主として利用だから、「利用」だけにしているのかどうか。しかしそうはいっても、再開発とか、リニューアルとか、いろいろなことがあり得ると思うのです。だから、「開発」という言葉を(11)でも入れたって、悪くはないのじゃないかなと私は思いますけれども。このところは「開発」はなく、「利用」だけ。そここのところの意図を、意識的にそういうふうになさったのかどうか。そうであれば、その説明をお願いします。

それから、同じような意味では、第3章の「その他重要事項」の、冒頭の表題にも「総合的な」という言葉が入ってきますね。この「総合的な」というのは、(7)、(9)、(11)

のところでは全部、総合的な利用と開発で、「総合的な」が入っている。ところが(2)、(3)、(5)では、「総合的な」は抜けているのですよ。「水資源の開発及び利用」となって、「総合的な」はないのですね。この辺のこともちょっと気になる。

それからもう一つ、言葉の点を先に言いますが、1の「需要」のところ、さっきの「また」のところ、1ページね。「また、経済社会の諸動向」というのが出てくる。ところが、2ページの「なお」書きのところでは、「社会経済情勢の変化」と来るわけですね。それで一番最後のところ、もう1カ所これが出てくるのです。(12)、8ページの一番下のほう、「経済社会情勢」と出てくるでしょう。これは社会経済なのか、経済社会なのか。同じ文章の短いページの間に、ちょっとおかしいですね。もっと整合をとったほうがいいと思いますね。

最後に、先ほどの「総合的」というのに関連するのですが、私がちょっと気になったのは、我々が今やろうとしているフルプランの改訂というか、そのことと、平成27年以降、例の「調査企画部会」等々でやっている「気候変動と水」というようなもの、いわゆる「総合的な水のマネジメント」の問題、そういうものがある程度、そのうち成果が得られるでしょうが、その成果が得られた段階で、今我々がやっているもののもう一つ次のフルプランのときに、今までの3部構成を、もしかしたらもっと壊すような形のフルプランができてくる、新しい「計画」がつくられるかもしれないと考えるわけですね。そのときに、全体を貫く基本的な考え方というのは、やはり「総合的な水系ごとの水のマネジメント」だろうと思うのです。そういう言葉が基本的なところへ絶対出てくるだろう。そうすると、そのことを視野に入れて、今やっていることを考えると、ここで現行フルプランの「改正」というか、「変更」のところへ出てくる「総合的」という意味はちょっと違いますね、気候変動と水の場合の「総合的」とは。

どういうことかということ、現行のところではどういう形で「総合的」という用語が使われているかということ、「需要」と「供給」というもの、この両面からの「総合的」なのですね。そういう使い方をしてるわけですよ。ところが今、ほかの調査企画部会でやっている、「水の総合的なマネジメント」という場合の「総合的」は、そんなものじゃない。単に需要と供給の云々ではなくて、もしかしたら工水も農水も全部ひっくるめて、下水もひっくるめて、水系ごとの水の出し入れ、そういうものを「総合的」に考えるマネジメントを考えようとしていると私は思うのですが。そういうところの「総合的」という言葉が将来、次の次の改訂、変更で改めて再び出てくると予測したら、非常に紛らわしいことになるな

と思いますね。

今の段階で、もしかしたら「総合的」とか、もう一つ、2ページの供給の目標を達成するところに、「事業マネジメント」という言葉が出てくるのですね。ちょっとわかりにくい言葉だと思いますが、その辺のことも視野に入れて、大分先の話ですが、あとで改訂しやすいように、変更しやすいように考えておいたほうがよいと思います。

以上です。

【田中水資源総合調整官】 まず、地下水のところ、(4)のところですね。ここはちょっと盛り込み過ぎているというのはご指摘のとおりです。実は現段階では、いろいろ将来に向けてきちんと押さえておかなきゃいけないということは、事項的なものはわかっているということなので、淀川の場合ですと、地下水からの表流水切りかえということで、地盤沈下がおさまっている。逆に言うと地下水が復元してきているので、それをどう上手に使っていくかということもあらわれてきている。ただそのときに、2行目で、「新たな地下水利用が見込まれる」というところは、前回でもちょっとお話しした、ある一定規模の専用水道が、水道補給と並列しながらやっている。これは実際、使っているところから見ると、渇水のときにいろいろな問題が出てきたり、きちんと配管の整備をしておかなければまずいなということで、対策が動き出しています。量的なものをきちんと見ていかなければいけないだろうということで、それらを含めたような形で、今のところ適正利用といったことを考えていこうということで、ほかのフルプラン水系の記載の仕方と比べますと、要綱指定地域では、どちらかというと徐々に規制を緩めながら、地盤沈下が起きないようにという形ですけれども、淀川の場合は要綱地域とはちょっと違って、地盤沈下が安定していて、次のステップの使い方が出てきているということがあります。こここのところは、ほかの水系の記載と比べると、両方向を見ているということがあるんですけれども、現段階では、このような記載とさせていただきます。

それから(5)の、水質問題ではないかという、反復利用のところですね。こここのところについても、実は③の下水処理とか河川流水の関係といったところは、水質にもかかわってきていて、水が比較的多いときは分離して流しましょう、渇水になって量が必要であれば、そのような使い方をしましょうというような形で動いております。ただ全体的に、どうしても量で動いてきた、需要で動いてきた現行の書き方をしているということがありますので、こここのところが、そのまま読めるので記載していることで、質的な対策についてはこれからも、量とともにやってきたところですが、水質に向けての対策というところ

は、現段階で具体化されているものは少ないものですから、ご指摘のとおりに記載になっているという状況でございます。

それから（11）に、ほかのところは「開発」と「利用」なのに、何でここは「開発」がないのかというところですか。なぜかをご説明するときに、需要と供給がほぼキャッチアップしてきたといったところが、冒頭するときにも、昨年11月の部会からも終始言われてきたところでございます。これをどのような数字で見えていただくかというのは、資料3の一覧表でございます。

淀川については、供給施設を見ていただければわかりだと思えるんですけども、川上ダムと天ヶ瀬再開発、いわゆる支流の部分がまだ継続されているということで、下流の淀川下流から取水する大阪地域、それから兵庫県の諸地域のところは、開発から利用へ移ってきているところでございます。全体の一覧表でいいますと、どうしても淀川水系全体、フルプランエリア全体の見方をしているということで、実はそこがなかなかあらわれにくいのですが、開発予定水量の新規と既計画手当済みというところを見ますと、次期フルプランというよりも、平成27年に向かって走るのであれば、開発というのももちろん含まれるんですけども、利用を重視する必要があるのではないかとということで、「開発」をあえて（11）では記載していないという形でございます。どちらかといいますと、全体で議論するというところでは、「利用」になってくるのではないかなと思います。個々の部分というのは「開発」というのを、引き続き持っているところもあるんですけども、そのウエイトが下がってきているということで、このところはあえて記載しておりません。

それから、「総合的な」というのが、用語の定義がなされていないじゃないかと。現行フルプランでも次期フルプランでも、現行の水資源開発促進法の中では、量的なものがまずあって、その次にということなので、それに付随するというわけではないですけども、量的にあらわせない部分をということで記載しているものですから、「総合的」ということで、現行、次期の事項についても、その意味での「総合的」ということになると思います。

ただ、現在、調査企画部会等で議論されています今後のことについては、用語の定義等、あるいは言葉遣いというものをある程度、先生がおっしゃるように、次のステップのときにはもう少し、はっきりした位置づけのもとで、こういう形になっていますということで対応させていただきたいと考えています。

それから、経済社会、社会経済がごっちゃになっているということですが、これは精査させていただきたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

【粕谷水資源計画課長】 今の田中調整官の回答にちょっとつけ加えたいと思いますが、確かに佐々木先生のおっしゃるように、「総合的」が安売り状態になっている。私どもが今考えておりますのは、水資源開発の促進というところから、いかに水系単位での総合的な水資源マネジメントに持っていくかということが最大の課題だろうと思っておりますので、そのときに向けて、今、安易に言葉を使って、差しさわりにならないようにしなきゃいけないというご指摘を非常に重く受けとめまして、文章を見直せるかどうか考えてみたいと思います。

中には、法律用語で、事項として決まってしまっている使い方があるものですから、変えにくいところがあるとか、あるいは前回の表現と比べて、「総合的」を落とすことで、全体として後退したように思われるところはまずいなとか、いろいろありますけれども、できるだけ安売りにならなくて、次のステップにうまく持っていけるような形を考えてみたいなというふうに思います。

【飯嶋部会長】 ほかにございますか。相澤委員、どうぞ。

【相澤専門委員】 1点、確認ですが、7ページ目の(5)の③です。「生活環境の整備に伴い増大する下水処理水と」と書いてございますが、これは現行計画と何ら変更がないのですけれども、実際に下水処理水が増大しているかどうかということなのですが、というのは、淀川水系の下水の普及率が現在どのようなのかということとはよくわかりませんが、今後、下水道の普及率が上がってくるということであれば、こういう表現がいいのかと思うのですけれども、現実には、かなり下水道が完備してしまっている状態であるとする、水道の供給量が減っていますので、当然下水は減っているのではないかという感じがします。ですから、この表現が本当にこれでふさわしいのかどうかということをご検討いただければと思います。

【田中水資源総合調整官】 データについては、ちょっと確認させていただきたいと思えます。ただ、量というのは近年、当然使用量とかの関係で減り続ける傾向もあると思えますし、下水の処理の状況も見えてまいりますと、お手元の参考資料2で、第4回部会で議論しました資料5の36、37ページぐらいのところになります。ここで、淀川の下流では、琵琶湖も含めて、かなり下水道の高度処理が入ってきているという状況になっている。また、大阪府上水道の高度処理の状況というのは、ほとんど100%になってきているという状況でございます。

量の方ですが、水系全体で見ますと、下水道は1～2%、まだ増えているという状況でございます。大阪とか京都では、下水の普及率が90から95%とほぼ行き着いている状況ですけれども、三重県とか、上流ではまだ低いところもあるということです。ちょうど淀川が、桂川、宇治川、それから木津川が合流する三川合流点あたりから急激に水質が悪くなってきているということもございますので、そのところが全体的に解消される方向がある程度見えてこない、このところはまだ、対策をある程度出しておく必要があるのではないかなということを考えております。

【相澤専門委員】 ということは、今のお話を伺いますと、ここでは量と質のことを言わんとしているのですね。

【田中水資源総合調整官】 ええ。量的なもので今まで見てきたところがあるんですけども、やはり質的なところもということで、先ほどの事例で、こういったことが取り組まれているということで例示しているところがございます。それが、水質全体から見た場合からすると、まだなかなか改善ができていないという状況が現実にはあるという状況でございます。

【飯嶋部会長】 どうぞ。

【津野専門委員】 佐々木委員が先ほどご意見を述べられました、私も、(5)のところは非常に気になっていまして、①から④というのは、「上下流にわたっての繰返し取水」というのがない文章ではないかというのが気になっていまして、「開発及び利用は、次のような水利用の合理化に関する施策を講ずるものとする」という文章に、構造的になっているだろう。

果たして、「水道用水の上下流にわたっての繰返し取水が多く」というのは一体、多いからどうせい、多いから何が心配だというのは全然ここには入っていないんじゃないかという気がしていて、この「上下流にわたっての繰返し取水」というのは、項立てを変えてお書きになられたらどうかと、何度見ても何となく違和感がするというのが私の意見なんですけれども。

【粕谷水資源計画課長】 (5)なんですけれども、繰返し取水、反復利用が多いので、これ以上反復利用にならないように、できるだけ水を大切に使うことで需要量を減らす。いたずらに伸ばさないとか、あるいは再生水を使えるようにしていこうという施策を講ずれば、反復利用、繰返し取水というものがまた飛躍的に増えていくということはないだろうということで、利用の合理化を進めましょうという観点で、主として量のサイ

ドから、どうやって反復利用という問題に対応していこうかという観点で書かれたところではないかと思います。水質の問題をどうここに取り込むかということは、少し検討してみたいと思います。

【津野専門委員】 今のご説明では、例えば上流側で節水をする、下流側で使う水の、一度使われた水の割合が減ってくるのではという意図がここに入っているということですか。それは何となくわかったんですが、やはり資源というのは、量だけじゃなくて質もあるので、それは非常に重要じゃないかなと思います。ご説明いただいた部分はわかりました。

【三野専門委員】 大体、提案されております12項目で、今までの議論はほぼまとめられていると思いますので、私自身は全体については異存はないんですが、(9)で、原文に対して、やや具体的な中身を修文として、下線でほうり込んであるんだと思うんですが、原文も含めて、「水資源がもつ環境機能」というのは一体何か。水と水資源というのはいったい、どのような区分がされるのか。その上には、「水環境に対する社会的要請」、それを対応して、「水資源がもつ環境機能」というのは何となく、ずっと読めばわかるような、わからないような、「水資源がもつ環境機能」って、一体何ですかね。

そのときには、資源とは何かということ、水と水資源がどう違うかということを考えなきゃならないかもしれませんが、そこがしっくりいかないの、多分これから、おそらく河川管理等では既に環境用水を、数年前から具体的な運用に入っていますから、水利権の問題と水資源はこれから、ある意味でかなり表に出てくる課題だと思いますので、そこに関連すると思いますので、「水資源がもつ環境機能」ということをどう理解したらいいのか、ご説明いただければと思います。

【田中水資源総合調整官】 水環境と水資源、どちらかという水資源として使っていくことによって、水環境というものがトータルに発揮されていくということですので、個別の水環境というのが水利用の中でどうなっていくかというのは、水資源としてとらえた場合ということでございます。言ってみますと、どうしても環境用水的なところに行き着いて、今の段階では環境用水的なところかと思うんですけども、環境用水を今のところ、定義的には全体の広い意味合いで、いわゆる利水としてフルプランで使っている、水道用水とか工業用水、農業用水、従属的に発電とかがありますけれども、そういったもの以外の環境にかかわるものすべてがというような形で、定義的には、フルプランのほうではなかなかされにくいところかと思っておりますので、それがゆえにちょっとわかりにくくなっているのではないかなと思います。

【三野専門委員】 資源というのは、経済学的な用語としては希少性、水そのものではないはずですね。水資源と水とはかなり違う。それと、資源と環境というのはまた全然違う対置語だという。例えば資源経済学のツチダ先生なんかの本を読みますと、全く反対の用語として扱っていますね。ということで、資源とか環境というのはかなり違った性格を持つんですけれども、水資源ということになると、その辺の区分がどうも明確にされていない。そういう意味では、水資源開発という、資源と開発というのは、何となく経済学にはわかるんですけれども、環境とが、「水資源がもつ環境機能」というと、その辺が非常にわかりにくい表現になっていると思いますので、これは今すぐ定義をどうということじゃないんですが、将来にわたって、環境用水との関連もありますので、次には、佐々木先生のおっしゃるように、全然違った枠組みになるかもしれませんので、私も具体的な提案はありませんが、若干そういうことを感じました。

【飯嶋部会長】 このフルプランそのものが、もともと水資源開発から始まっていますので、水資源を開発して、それを、いろいろな多様性を持ってきた社会の中でどう使っていくかという流れから、そのまま「水資源」という言葉が引きずられているのかなと。これは私の感想なんですけれども、そういう意味で、もっと新しい時代に向かった言葉の定義ということになってくると、やっぱり厳密な区別が必要になってくるのかなという気はいたします。これは、あくまでも水資源開発基本計画という範疇の中での用語というような形で理解したほうがいいのかなどは思いますけれども、いろいろと事務局のほうでも、また検討していただければと思います。

ほかにございますか。

ただいま、その他重要事項の中で、特に用語の使い方についてのご意見が幾つかございました。中身について精査の必要な部分もあろうかと思しますので、その辺につきましては、事務局のほうで整理をお願いしたいと思います。

では、本日の議案でございます、次期「淀川水系における水資源開発基本計画」につきましては、これまでの本部会での審議を通じまして、第1章の需要見通し及び供給の目標、及び第3章のその他重要事項について、一部見直しもございますが、大筋では特段の問題はないものと考えます。第2章の供給施設について述べている部分につきましては、河川整備計画原案ベースでの議論をしていただきましたけれども、川上ダム等の事業の予定工期が提示されなかったことなど、水資源開発分科会に報告するに当たって、整理したほうがよさそうな事項がある状況でございますが、計画内容としては、現時点では特段問題は

ないという結論にしたいと存じますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【飯嶋部会長】 また今後、河川整備計画案の提示、事業所管省からの予定工期の提示がなされた段階で、現在の記載内容と齟齬があれば、改めて各委員の皆様にお諮りしたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【飯嶋部会長】 それでは、ご異議ないようでございますので、そのようにさせていただきたいと存じます。事務局のほうで具体的な段取りをお願いしたいと存じます。

これもちまして本日の議事は終了いたします。事務局のほうへ進行をお返しいたします。

【西川水資源政策課長】 飯嶋部会長、どうもありがとうございました。

それでは、事務局から、今後の予定等について説明させていただきます。今後、事務局といたしましては、ただいまの部会でのご議論を踏まえ、部会長とご相談しつつ、国土審議会水資源開発分科会のご審議などを進めてまいりたいと考えております。

また、本日の資料及び議事録につきましては、準備ができ次第、当省ホームページに掲載いたします。なお、議事録につきましては、その前に、委員の皆様方に内容のご確認をお願いする予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもって閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —